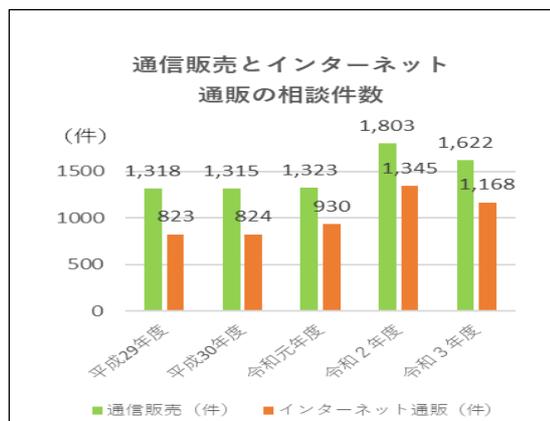
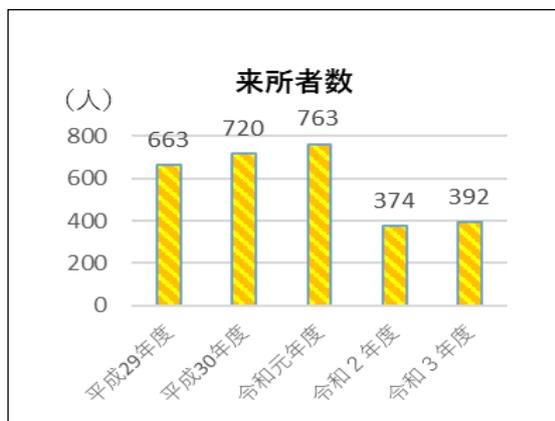


メールフォームによる消費生活 Web 相談の開始 ～多摩地域で初～

消費生活センターでは、契約トラブルや悪質商法の被害の相談をお受けしています。

八王子市 DX 推進計画アクションプランの取組をいち早く実現するため、令和5年4月より、現行の電話及び来所による相談に加え、“いつでも・どこでも・だれでも”気軽に相談できる新たなツールとして、メールフォームによる消費生活相談の受付を開始します。

- 1 開始日 4月1日（土）
- 2 利用できる方 八王子市に在住又は在勤・在学している方
（申請者もしくは契約当事者のいずれか）
- 3 相談できる内容 消費者と事業者間の売買や契約に関するトラブルやお問い合わせ
- 4 費用 相談は無料
- 5 導入経緯
■ コロナ禍以降、来所相談が半減し、通信販売全般の相談件数が増加
（P I O - N E T 「全国消費生活情報ネットワークシステム」より）



- メール・SNSによる相談の実施を望む割合が40歳代以下で4割超
（令和4年度「消費生活に関する市民意識・実態調査」より）

<問い合わせ>

市民部消費生活センター所長 橋本 電話042-631-5456